

【法律名】 金融商品取引法

【府省庁名】 金融庁・財務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 有価証券の発行者等に係る開示制度、金融商品取引業者に係る業規制・行為規制、金融商品取引所に係る制度、インサイダー取引等の不正取引規制、セーフティネットである投資者保護基金に係る制度等について規定。・ 最近の主な改正の状況は以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">15年改正<ul style="list-style-type: none">・ 銀行等による証券仲介業務の解禁（法第66条）・ 証券会社の主要株主規制の導入（法第32条等）16年改正<ul style="list-style-type: none">・ 課徴金制度の導入（法第172条等）・ ディスクロージャーの合理化（法第15条）・ 組合型ファンドへの投資家保護範囲の拡大（法第2条）16年改正（金融先物取引法の一部を改正する法律）<ul style="list-style-type: none">・ 外国為替証拠金取引業者等について登録制を導入17年改正<ul style="list-style-type: none">・ 公開買付規制の適用範囲の見直し（法第27条の2）・ 上場会社の親会社に対する情報開示の義務付け（法第24条）・ 外国会社等の英文による企業情報開示（法第24条）18年改正（証券取引法から金融商品取引法へ改組）<ul style="list-style-type: none">・ 幅広い金融商品・サービスを包括的に規制対象商品に追加（法第2条）・ 広告規制、書面交付義務等の行為規制の見直し（法第37条等）・ 公開買付制度、大量保有報告制度の見直し（法第2章の2・3）・ 四半期報告制度、内部統制報告制度の整備（法第24条の4の4等）・ 取引所の自主規制機能の強化（法第84条等）・ 罰則の引上げ（法第197条等）19年改正<ul style="list-style-type: none">・ 不正・違法行為発見時における監査人の当局への申出制度の創設（法第193条の3）20年改正（国会提出中）<ul style="list-style-type: none">・ プロ向け市場の創設（新法第2条等）・ ファイアーウォール規制の見直し（新法第31条の4等）・ 課徴金制度の見直し（新法第172条等）・ 金融商品取引法に係る制度の見直しに当たっては、金融審議会において、消費者をはじめとする利用者、金融を専門とする学者、専門的知見を有する市場関係者に参加いただき、幅広い観点から調査審議を行っている。
---	---

<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣が監督 ・ 金融商品取引業者等への報告聴取及び検査等について、証券取引等監視委員会へ委任（法第 194 条の 7） ・ 金融商品取引業者等への処分等の一部について、財務局長等へ委任（法第 194 条の 7）
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>件数は、金融商品取引法施行以降（平成 19 年 9 月 30 日～平成 20 年 3 月 31 日まで）のもの。ただし、旧法に基づく処分も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善命令（金商法 51 条、51 条の 2、79 条の 7 5、153 条、156 条の 3 3） 16 件（全て公表） ・ 登録取消、業務停止等の処分命令（金商法 52 条、52 条の 2、60 条の 8、64 条の 5、66 条の 2 0、156 条の 3 2） 業務停止 10 件、登録取消 9 件（全て公表） ・ 大量保有報告書の訂正命令（金商法 27 条の 29 第 1 項において準用する第 10 条第 1 項） 1 件（公表） ・ 犯則事件の告発（金融商品取引法第 226 条）：7 件（全て公表） ・ 勧告（金融庁設置法 20 条）：31 件（全て公表） <p>— 金融商品取引業者等に対する処分に係る勧告：14 件（全て公表）</p> <p>— 課徴金納付命令等に関する勧告（金融商品取引法第 26 条、第 177 条）：17 件（全て公表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課徴金納付命令決定（金融商品取引法第 185 条の 7）：15 件（すべて公表） ・ 証券検査（金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 60 条の 11、第 63 条第 8 項、第 66 条の 22、第 75 条、第 79 条の 4、第 79 条の 77、第 103 条の 4、第 106 条の 6、第 106 条の 16、第 106 条の 20、第 106 条の 27、第 151 条、第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 155 条の 9、第 156 条の 15、第 156 条の 34）：196 件
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）</p> <p>（注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁 企画立案部門 33 人（うち他の法律の兼務 6 人） 執行部門 390 人 ・ 財務省 企画立案部門 10 人（うち他の法律との兼務 10 人） 執行部門 3 人（うち他の法律との兼務 2 人） ・ 財務省財務局 執行部門 603 人 <p>※ 1 人員数については、19 年度末定員。</p> <p>※ 2 上記に記載した企画立案部門については、通常時における人数であり、法改正時等においては、他の担当の応援を得て対応を行っている。</p> <p>※ 3 金融庁及び財務局において当該法律の執行に携わっている者は、他の法律を併せて執行している場合がある。</p>

	<p>※4 執行部門においては、金融商品取引業を行っている銀行、信用金庫、信用組合、保険会社等における金融商品取引法令の遵守（コンプライアンス）体制について、検査局、監督局（銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、コングロマリット室、郵便貯金・保険監督参事官室等）は検査あるいは日常の監督において確認を行っており、また、不備があると認められる場合には、当該金融機関の業務の適切な運営の確保を図る観点から、証券課と連携して対応を行っている（財務局においても同じ）。また、国際的に活動している金融商品取引業者については、金融商品取引法の執行に当たり、国際室を中心として諸外国の監督当局や国際機関（IOSCO等）との連携を図っている。</p> <p>※5 財務本省は、企画立案部門において、金融関係法令について、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案に関することを担当し、執行部門において、投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関することを担当。</p>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者等の処分が有価証券の流通又は市場デリバティブ取引に重大な影響を与えるおそれがあるときは、財務大臣に協議する等の連携を図ることとなっている。 ・ 商品投資により運用するみなし有価証券の売買等にかかる業務に関し処分を行う場合には、農林水産大臣又は経済産業大臣と協議等を行うこととなっている。 ・ 地方支分部局である各財務局等が法律に規定する委任事項等を処理する場合、あらかじめ金融庁に協議等を行うこととなっている。 ・ また、検査等の実施に関し、必要に応じ、各財務局等と連携しているほか、日常的に情報交換等を行っている。 ・ なお、投資者保護基金については、財務省と共管となっているため、適宜適切な連携を図っている。 ・ 昨年、金商法施行にあわせて、パブリックコメントの実施による透明性の高い手続きを経て、財務局及び金融庁の職員向けに「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等を策定し、各種規制の基本的考え方、利用者保護の観点を含めた監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法を整理するなど、金融庁と財務局の連携を強化。
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について</p> <p>金融商品取引法においては、金融商品取引業者に関する業規制・行為規制、有価証券の発行者等に係る開示制度、金融商品取引所等に係る制度、インサイダー取引等の不公正取引規制、セーフティネットである投資者保護基金に係る制度などの諸規制が規定されているが、これらの諸規制に関しては、金融商品の取引の公正性確保、有価証券の流通の円滑性確保、資本市場の機能の十全な発揮、国民経済の健全な発展及び投資者の保護等を目的とするものであり、このような複合的な観点から企画・立案を行っていく必要がある。（金融商品取引法は、企業買収や上場企業の内部統制など、いわば日本の資本主義ルールをも規定しており（これらのルールは証券取引所や証券業協会の自主規制とも連動）、法務省所管の会社法などとの的確に役割分担していく必要性も高まっている。）</p> <p>また、金融分野においては、従来の業態の垣根を越えた金融の担い手の一体化や金融商品の一体化が急速に進展（国際的なコングロマリット化の進展や銀行による投資信託の販売や変額預金の販売等）している。このような実態を踏まえ、各業態の業務内容等をより一元的、一体的に制度設計していくため、証券分野においても銀行法等その他の金融機関に関する法制度全般のあり方を踏まえた上での企画・立案を行っていく必要がある。</p> <p>このため、金融商品取引法の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管することが適当である。</p> <p>2. 新組織との共管について</p> <p>消費者保護の観点から新組織がその権能に基づく指摘・調整を行うことはあり得るが、金融商品取引法の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管することが適当であり、共管とする必要はない。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について</p> <p>金融サービスの多様化、高度化や金融機関のグループ化が進展する中、金融商品取引業者等の業務の運営等に関する公益又は投資者の保護（業務の適切性）を確保し利用者保護を図っていくためには、金融に関する法執行を担当する組織に、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見が求められる。</p> <p>（例）リテールの分野においても、近年、金融商品の内容が高度化・複雑化しており、例えばMMFのような単純な商品だけでなく、ノックイン投資信託（投信のリターンの決定に一定のノックイン条件が付されているもの。ポジション的には、通常、オプションでいうプットの売りになっており、オプションの売り代金を配当に充てるものが典型的。）や、デリバティブ預金（デリバティブを組み込んだ</p>

預金。通貨オプション付預金や日経平均連動型など。)といった金融商品についても、個人の資産運用先として選好されている。

さらに、金融コングロマリット化の進展などの実態を踏まえ、各業態の活動を一元的・一体的に把握し、監督等を行っていく必要があるとともに、国際的な金融・資本市場の動向を適時適切に把握し、それを踏まえた監督等を行っていく必要がある。

金融の円滑、金融システムの安定確保のための業務の適切性の確保は、利用者保護のための業務の適切性の確保と密接に関連しており、一体的な監督等を行う必要がある。特に、金商法の執行には、自己資本規制比率や最低資本金額の規制等に基づく財務面での監督等が必要であるが、業務の適切性の確保に必要な適切な経営管理体制や内部統制の仕組み等は、消費者保護に必要なものであるだけでなく、財務面での監督等と密接に関連しており、単一の組織(金融庁)において統合的に行われることが必要かつ効率的と考えられる。

(例) 例えば、IPO (Initial Public Offering: 新規株式公開) は、株式公開会社との関係ではホールセール分野といえるが、実際に募集の取扱いをする段階ではリテール分野といえる。IPOに係る取引の適正性を確保するためには、インサイダー取引や相場操縦の防止はさることながら、取引所における適切な上場審査、引受証券会社における適切な引受審査、金融コングロマリットの場合にはグループ会社との利益相反の防止等が確保される必要があり、こうした取組みが相俟って、最終的な投資家の保護が図られるものである。

また、金融商品取引法の目的として新たに加えられた、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成を図ることを通じた投資者保護の確保という目的の達成のためには、金融商品取引業者等の監督に加え、公正な取引の確保が重要である。こうした観点から、各種の検査・調査及び必要に応じた勧告等を含めた市場監視については、一定の独立性を持った証券取引等監視委員会が行っているところであるが、金融庁の企画部門・監督部門と不可分一体のものとして業務を行うことにより、その実効性が確保されている。

なお、金融庁ではこれまでの処分等の運用や業界との意見交換等を通じて行政対応の予見可能性を高め、利用者保護と利用者利便の双方の向上を図ってきたところであるが、今後とも両者の両立を図りつつ、積極的に取組みを進めていくことが重要と考えている。

上記のような理由から、同法の執行は、金融庁が所管することが適当と考えられる。

2. 新組織との共管について

金融商品取引業者等は、通常、多数の利用者にサービスを提供しており、仮に金融商品取引業者等において不適切な業務運営が行われた場合には、広範囲にわたって多数の消費者に被害が及ぶ可能性がある。このような利用者被害の拡大を防止するためには、金融商品取引業者等の不適切な業務運営を是正するための法執行を的確かつ機動的に行う必要がある。共管の場合にはこうした対応が困難である。

(例) 上記のノックイン投資信託やデリバティブ預金といった複雑な商

	<p>品性を有する金融商品に関連する場合でも、問題の所在を的確に把握し適切に対応する必要がある。</p> <p>金融の円滑、金融システムの安定確保のための業務の適切性の確保は、利用者保護のための業務の適切性の確保と密接に関連しており、一体的な監督等を行う必要があり、共管は困難である。</p> <p>特に、金商法に関する法執行には、自己資本規制比率や最低資本金額の規制等に基づく財務面での監督が必要であるが、業務の適切性の確保に必要な適切な経営管理体制や内部統制の仕組み等は、消費者保護に必要なものであるだけでなく、財務面での監督と密接に関連しており、単一の組織（金融庁）において統合的に行われることが必要かつ効率的。</p> <p>（例）例えば、IPO（Initial Public Offering：新規株式公開）は、株式公開会社との関係ではホールセール分野といえるが、実際に募集の取扱いをする段階ではリテール分野といえる。IPOに係る取引の適正性を確保するためには、インサイダー取引や相場操縦の防止はさることながら、取引所における適切な上場審査、引受証券会社における適切な引受審査、金融コングロマリットの場合にはグループ会社との利益相反の防止等が確保される必要があり、こうした取組みが相俟って、最終的な投資家の保護が図られるものである。</p> <p>さらに、金融コングロマリット化の進展などの実態を踏まえ、各業態の活動を一元的・一体的に把握し、監督等を行っていく必要があるとともに、国際的な金融・資本市場の動向を適時適切に把握し、それを踏まえた監督等を行っていく必要がある。</p> <p>また、金融商品取引法の目的として新たに加えられた、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成を図ることを通じた投資者保護の確保という目的の達成のためには、金融商品取引業者等の監督に加え、公正な取引の確保が重要である。こうした観点から、各種の検査・調査及び必要に応じた勧告等を含めた市場監視については、一定の独立性を持った証券取引等監視委員会が行っているところであるが、金融庁の企画部門・監督部門と不可分一体のものとして業務を行うことにより、その実効性が確保されている。</p> <p>なお、金融庁ではこれまでの処分等の運用や業界との意見交換等を通じて行政対応の予見可能性を高め、利用者保護と利用者利便の双方の向上を図ってきたところであるが、今後とも両者の両立を図りつつ、積極的に取組みを進めていくことが重要と考えている。</p> <p>加えて、消費者保護の観点からの行政対応について、当庁としては、従来より積極的に取組みを行っているところであり、今後ともこうした取組みを進めてまいりたい。</p> <p>上記のような理由から、同法の執行は、単一の組織（金融庁）において行われることが適当である。</p>
その他	

【法律名】 保険業法

【府省庁名】 金融庁・財務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業を行う者についての免許制度（法第3条等）（少額短期保険業を行う者については登録制度（法第272条等）） ・ 保険業を行う者について、その事業に対し必要な規制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険募集人等に関する規制（法第275条等） ・ 保険募集等に関する禁止行為（法第300条等） ・ 保険会社等に対する監督 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告又は資料の提出（法第128条等） ・ 立入検査（法第129条等） ・ 業務の停止命令等（法第132条等） ・ 免許等の取消し等（法第133条等） ・ 早期是正措置の導入（法第130条等、10年改正） ・ 保険契約者保護機構の創設（法第259条等、10年改正）、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の特例措置（3年間）の創設（法附則1条の2の13、12年改正）、延長（3年間）（法附則1条の2の14）（15年、17年改正） ・ 契約条件の変更（いわゆる予定利率の引下げ）を可能とする手続きの整備（法第240条の2等、15年改正） ・ 保険業法の適用範囲の見直し、少額短期保険業の創設（法第2条等、17年改正） ・ クーリング・オフの適用範囲の拡大（令45条等、19年改正） ・ 保険業法に係る制度の見直しに当たっては、金融審議会において、消費者をはじめとする利用者、金融を専門とする学者、専門的知見を有する市場関係者に参加いただき、幅広い観点から調査審議を行っている。
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣が監督 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣は金融庁長官にその権限の一部（保険会社等に対する業務停止命令等）を委任（法第313条、令第46条） ・ 金融庁長官は財務局長等にその権限の一部（少額短期保険業者に関するもの等）を委任（法第313条、令第47条）
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>実績は、18事務年度（平成18年7月から19年6月まで）の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善命令（保険業法第132条第1項、法204条第1項、法272条の25第1項） <u>金融庁12件、財務局1件（共に全て公表）</u> ・ 業務停止命令（法132条第1項、法272条の26第1項） <u>金融庁6件、財務局1件（共に全て公表）</u> ・ 業務廃止命令（法第272条の26第1項） <u>財務局1件（共に全て公表）</u> ・ 保険持株会社への立入検査（法第271条の28） <u>金融庁1件</u> ・ 生命保険会社への立入検査（法第129条） <u>金融庁5件</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険会社への立入検査（法第 129 条） <u>金融庁 9 件</u> ・ 特定保険業者への立入検査（保険業法等の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項において読み替えて適用する保険業法第 272 条の 23） <u>財務局 1 件</u>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。）</p> <p>（注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁 企画立案部門 12 人（うち他の法律の兼務 12 人） 執行部門 47 人 ・ 財務省 企画立案部門 10 人（うち他の法律との兼務 10 人） 執行部門 3 人（うち他の法律との兼務 2 人） ・ 財務省財務局 執行部門 215 人 <p>※ 1 人員数については、19 年度末定員数。</p> <p>※ 2 上記に記載した企画立案部門については、通常時における人数であり、法改正時等においては、他の担当の応援を得て対応を行っている。</p> <p>※ 3 金融庁及び財務局において当該法律の執行に携わっている者は、他の法律を併せて執行している場合がある。</p> <p>※ 4 執行部門においては、保険募集を行っている銀行、信用金庫、信用組合及び金融商品取引業者等における、保険業法令の遵守（コンプライアンス）体制について、検査局、監督局（銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、コングロマリット室、郵便貯金・保険監督参事官室及び証券課等）は、検査あるいは日常の監督において、確認を行っており、また、法令等遵守体制に不備があると認められる場合には、当該金融機関の業務の適切な運営の確保を図る観点から、保険課と連携して対応を行っている（財務局においても同じ）。また、国際的に活動している保険会社については、保険業法の執行に当たり、国際室を中心として諸外国の監督当局や国際機関（IAIS 等）との連携を図っている。</p> <p>※ 5 検査の人員数については、業態毎に担当を定めていないほか、その時々々の事案によって変わり得るものであることから、法律毎に特定することは困難である。</p> <p>※ 6 財務本省は、企画立案部門において、金融関係法令について、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案に関することを担当し、執行部門において、保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関することを担当。</p>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社等に対する処分が保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあるときは、財務大臣に協議する等の連携を図ることとなっている。 ・ 保険契約者保護機構については、財務省と共管となっているため、適宜適切な連携を図っている。 ・ 保険会社への検査については、金融庁のみ。他省庁との連携なし。 ・ 少額短期保険業者及び特定保険業者については、 <ul style="list-style-type: none"> ① 検査においては、年度の検査基本方針・計画策定、検査結果の審理等を金融庁が行う一方で、立入検査の実施、検査指導、検査結果

	<p>の審査については、権限委任を受けている財務局が主として行っている、</p> <p>② また、監督においては、パブリックコメントの実施を経て利用者保護に係る監督上の着眼点を盛り込んだ監督指針の策定や、年度の監督方針の策定を金融庁が行う一方で、業者に対する行政処分や少額短期保険業の登録の審査等については、権限委任を受けている財務局が主として行っている、</p> <p>このように、少額短期保険業者及び特定保険業者の検査・監督については、金融庁と財務局が連携して法執行を行っている実態である。</p>
その他	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について</p> <p>保険業法においては、保険会社に関する業規制・行為規制、保険契約者保護に関する規定などの諸規制が規定されているが、これらの保険業に係る制度については、保険契約者の保護、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展等を目的とするものであり、このような複合的な観点から企画・立案を行っていく必要がある。</p> <p>また、金融分野においては、従来業態の垣根を越えた金融の担い手の一体化や金融商品の一体化が急速に進展（国際的なコングロマリット化の進展や銀行による保険等の販売や変額保険の販売等）している。このような実態を踏まえ、各業態の業務内容等をより一元的、一体的に制度設計していくため、保険分野においても銀行法等その他の金融機関に関する法制度全般のあり方を踏まえた上での企画・立案を行っていく必要がある。</p> <p>このため、保険業法の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管することが適当である。</p> <p>2. 新組織との共管について</p> <p>消費者保護の観点から新組織がその権能に基づく指摘・調整を行うことはあり得るが、保険業法の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管することが適当であり、共管とする必要はない。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について</p> <p>金融サービスの多様化、高度化や金融機関のグループ化が進展する中、保険会社等の「業務の健全かつ適切な運営」（業務の適切性）を確保し利用者保護を図っていくためには、法執行を担当する組織には、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見が求められる。</p> <p><i>(例) 予定利率について保険者が保証せず、資産運用実績に応じて保険金額や解約返戻金額が変動するという変額年金保険の商品認可に当たっては、利用者保護の観点から、変額年金保険のために設けられた特別勘定に属する財産の運用に係る体制の適正性についても審査することが必要とされている。</i></p> <p>さらに、金融コングロマリット化の進展などの実態を踏まえ、各業態の活動を一元的・一体的に把握し、監督等を行っていく必要があるとともに、国際的な金融・資本市場の動向を適時適切に把握し、それを踏まえた監督等を行っていく必要がある。</p> <p>金融の円滑、金融システムの安定確保のための業務の適切性の確保は、利用者保護のための業務の適切性の確保と密接に関連しており、一体的な監督等を行う必要がある。</p> <p>特に、保険業法の法執行には、ソルベンシー比率にみられるように、高い専門性が必要な財務の健全性の確保の観点からの監督が必要である</p>

が、業務の適切性の確保に必要な適切な経営管理体制や内部統制の仕組み等は、消費者保護に必要なものであるだけでなく、財務の健全性の確保の観点と密接に関連しており、単一の組織（金融庁）において統合的に行われることが必要かつ効率的と考えられる。

（例）財務の健全性の確保の観点からの監督に当たっては、例えば、欧州におけるソルベンシーIIの導入を巡る議論など、専門家による国際的な議論の動向も踏まえた上で、我が国のソルベンシー規制のあり方の検討を行うことも求められている。

なお、金融庁ではこれまでの処分等の運用や業界との意見交換等を通じて行政対応の予見可能性を高め、利用者保護と利用者利便の双方の向上を図ってきたところであるが、今後とも両者の両立を図りつつ、積極的に取組みを進めていくことが重要と考えている。

上記のような理由から、同法の執行については、金融庁が所管することが適当である。

2. 新組織との共管について

保険会社等は、通常、多数の利用者にサービスを提供しており、仮に保険会社等において不適切な業務運営が行われた場合には、広範囲にわたって多数の消費者に被害が及ぶ可能性がある。このような利用者被害の拡大を防止するためには、保険会社等の不適切な業務運営を是正するための法執行を的確かつ機動的に行う必要がある。共管の場合にはこうした対応が困難である。

（例）上述の変額年金保険等のように複雑な商品性を有する金融商品に関連する場合でも、問題の所在を的確に把握し迅速に対応する必要がある。

金融の円滑、金融システムの安定確保のための業務の適切性の確保は、利用者保護のための業務の適切性の確保と密接に関連しており、一体的な監督等を行う必要があり、共管は困難である。

特に、保険業法の法執行には、ソルベンシー比率にみられるよう、高い専門性が必要な財務の健全性の確保の観点からの監督が必要であるが、業務の適切性の確保に必要な適切な経営管理体制や内部統制の仕組み等は、消費者保護に必要なものであるだけでなく、財務の健全性の確保の観点と密接に関連しており、単一の組織（金融庁）において統合的に行われることが必要かつ効率的と考えられる。

（例）財務の健全性の確保の観点からの監督に当たっては、例えば、欧州におけるソルベンシーIIの導入を巡る議論など、専門家による国際的な議論の動向も踏まえた上で、我が国のソルベンシー規制のあり方の検討を行うことも求められている。

さらに、金融コングロマリット化の進展などの実態を踏まえ、各業態の活動を一元的・一体的に把握し、監督等を行っていく必要があるとともに、国際的な金融・資本市場の動向について適時適切に把握し、それを踏まえた監督等を行っていく必要がある。

（例）サブプライムローン問題が「モノライン」と呼ばれる一種の保険会社の経営に影響を与え、その影響の他の金融機関への波及が見られる。

なお、金融庁ではこれまでの処分等の運用や業界との意見交換等を通じて行政対応の予見可能性を高め、利用者保護と利用者利便の双方の向

	<p>上を図ってきたところであるが、今後とも両者の両立を図りつつ、積極的に取組みを進めていくことが重要と考えている。</p> <p>加えて、消費者保護の観点からの行政対応について、当庁としては、従来より積極的に取組みを行っているところであり、今後ともこうした取組みを進めてまいりたい。</p> <p>上記のような理由から、同法の執行は、単一の組織（金融庁）において行われることが適当である。</p>
その他	

【法律名】 金融商品の販売等に関する法律

【府省庁名】 金融庁

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品販売業者に対し、金融商品の有するリスク等に係る重要事項の説明を義務付け、及び断定的判断の提供等を禁止。（法第3条・第4条、18年改正） ・ 金融商品販売業者が顧客に重要事項を説明せず、又は断定的判断の提供等を行ったときの損害賠償責任を規定。（法第5条・第6条、18年改正） ・ 金融商品販売法に係る制度の見直しにあたっては、金融審議会において、消費者をはじめとする利用者、金融を専門とする学者、専門的知見を有する市場関係者に参加いただき、幅広い観点から調査審議を行っている。
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>なし</p>
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>なし</p>
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁 企画立案部門5人（うち他の法律の兼務5人） ※1 人員数については、19年度末定員数。 ※2 上記に記載した企画立案部門については、通常時における人数であり、法改正時等においては、他の担当の応援を得て対応を行っている。 ※3 金融商品の販売等に関する法律による法執行はないものの、同法は、金融商品販売業者（銀行、信用金庫、信用組合、保険会社及び金融商品取引業者等）が金融商品を販売する際の説明義務等を規定するものであることから、金融機関の検査・監督・監視を行う検査局、監督局（銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、コングロマリット室、郵便貯金・保険監督参事官室、保険課及び証券課等）、証券取引等監視委員会において、業法の法執行と併せて対応を行っている（財務局においても同じ）
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>なし</p>
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について</p> <p>金融商品販売法においては、金融商品販売業者に対する説明義務及びこれに関する損害賠償責任などが規定されているが、これらの説明義務は、金融商品に特有のもの（元本欠損が生じるおそれ）にかかるものであり、また、これらの説明義務は、一定の投資家に対しては免除されているなど、顧客保護及び国民経済の健全な発展等を目的とするものであり、このような複合的な観点から企画・立案を行っていく必要がある。</p> <p>このため、金融商品販売法の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管することが適当である。</p> <p>2. 新組織との共管について</p> <p>消費者保護の観点から新組織がその権能に基づく指摘・調整を行うことはあり得るが、金融商品販売法の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管をすることが適当であり、共管とする必要はない。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金販法は民事効を定めたものであり、当局による法執行はない。しかしながら、同法において、損害賠償責任の発生する事由として金融機関に義務付けられている顧客へのリスク情報等の説明は、金融商品取引法等の各業法によって当局の監督の下に義務付けられているものでもあり、このように、民事効と行政対応の両面が相俟って、実効性のある消費者保護を図るものである。そのため、各業法の権限を有する金融庁が、同法についても所管することとするのが適当である。
<p>その他</p>	

【法律名】 貸金業法

【府省庁名】 金融庁・財務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）	<ul style="list-style-type: none">・貸金業を営む者についての登録制度（法第3条等）・貸金業を営む者について、その事業に対し必要な規制<ul style="list-style-type: none">・総量規制（法第13条等、18年改正、未施行）・書面交付義務（法第17条等）・取立規制（法第21条等）等・貸金業務取扱主任者の資格試験制度（法第24の7等、18年改正、未施行）・貸金業協会の認可制度（法第25条等、18年改正）・指定信用情報機関制度（法第41条の13等、18年改正、未施行）等・貸金業制度等に関する懇談会や与党における議論を踏まえ、平成18年改正に貸金業法にかかる制度の見直しを行っている。（従前は議員立法による改正）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">・一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置している貸金業者は、当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事が監督（法第3条等）・二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置している貸金業者は、内閣総理大臣が監督（法第3条等）<ul style="list-style-type: none">・内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任（法第35条）・金融庁長官は財務局長等に貸金業者の監督権限を委任（令第6条）
法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	<ul style="list-style-type: none">・立入検査（第24条6の10）金融庁1件、財務局171件。（18事務年度）・業務停止（第36条）財務局14件、都道府県169件。（18年度：全て公表）・登録取消（37条、38条）財務局2件、都道府県476件。（18年度：全て公表）
人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。	<ul style="list-style-type: none">・金融庁 企画立案部門8人（うち他の法律の兼務8人） 執行部門18人・財務省 企画立案部門10人（うち他の法律との兼務10人）・財務省財務局 執行部門213人・地方公共団体 東京都の例 執行部門 正職員：13名、非常勤職員：19名 <p>※1 人員数については、19年度末定員数。</p> <p>※2 上記に記載した企画立案部門については、通常時における人数であり、法改正時等においては、他の担当の応援を得て対応を行っている。</p> <p>※3 金融庁及び財務局において当該法律の執行に携わっている者は、他の法律を併せて執行している場合がある。</p>

	<p>※4 執行部門においては、貸金業者を子会社等としている銀行、信用金庫、証券会社等において、子会社等における貸金業法の遵守（コンプライアンス）体制について、検査局、監督局（銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、証券課、コングロマリット室等）は検査あるいは日常の監督において確認を行っており、また、不備があると認められる場合には、当該金融機関の業務の適切な運営を確保する観点から、金融会社室と連携して対応を行っている（財務局においても同じ）。</p> <p>※5 検査の人員数については、業態毎に担当を定めていないほか、その時々々の事案によって変わり得るものであることから、法律毎に特定することは困難である。</p> <p>※6 財務本省は、企画立案部門において、金融関係法令について、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案に関することを担当。</p>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法の円滑な施行の観点から、国（財務局）と地方公共団体の間で貸金業監督者会議を開催。 ・ 都道府県知事に対し、地方自治法 245 条の四に基づき、貸金業監督について助言若しくは勧告を実施。 ・ 昨年末、パブリックコメントの実施を経て、財務局向けに利用者保護に係る監督上の着眼点を盛り込んだ「貸金業者向けの総合的な監督指針」を策定。 ・ 多重債務問題改善プログラムに盛り込まれたヤミ金撲滅に向けた取組の一環として、ヤミ金業者に対する警告を実施するとともに、警察当局への情報提供を実施。 ・ 検査においては、年度の検査基本方針・計画策定、検査結果の審理等を金融庁が行う一方で、立入検査の実施、検査指導、検査結果の審査については、権限委任を受けている財務局が主として行っており、金融庁と財務局が連携して法執行を行っている。
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について</p> <p>貸金業法においては、貸金業者に関する業規制・行為規制、貸金業協会や信用情報機関に関する規定などの諸規制が規定されているが、これらの貸金業に係る制度については、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保、資金需要者等の利益の保護及び国民経済の適切な運営等を目的とするものであり、このような複合的な観点から企画・立案を行っていく必要がある。</p> <p>また、金融分野においては、従来の業態の垣根を越えた金融の担い手の一体化や金融商品の一体化が急速に進展（国際的なコングロマリット化の進展、銀行貸出との類似性等）している。このような実態を踏まえ、各業態の業務内容等をより一元的、一体的に制度設計していくため、消費者信用の分野においても銀行法等その他の金融機関に関する法制度全般のあり方を踏まえたうえでの企画・立案を行っていく必要がある。</p> <p>このため、貸金業法の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管することが適当である。</p> <p>2. 新組織との共管について</p> <p>消費者保護の観点から新組織がその権能に基づく指摘・調整を行うことはあり得るが、貸金業法の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管することが適当であり、共管とする必要はない。</p> <p>なお、多重債務者対策については省庁横断的な取り組みが必要であることから、新組織が取りまとめを行い、関係省庁が協力するという体制も考えられる。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について</p> <p>金融庁が所管する財務局登録の貸金業者（20年2月末現在、全登録業者9,504業者中589業者）について、金融サービスの多様化、高度化や金融機関のグループ化が進展する中、貸金業者の「業務の適正な運営」（業務の適切性）を確保し利用者保護を図っていくためには、法執行を担当する組織には、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見が求められる。</p> <p>さらに、金融コングロマリット化の進展などの実態を踏まえ、各業態の活動を一元的・一体的に把握し、監督等を行っていく必要があるとともに、国際的な金融・資本市場の動向を適時適切に把握し、それを踏まえた監督等を行っていく必要がある。</p> <p><i>（例） 貸金業者の中には、近年国内外での社債発行や資産担保証券の発行等により資金調達を行う者が存在。また、メガバンクが貸金業者を子会社として保有し、グループ一体となった経営を実施しているケースもみられる。</i></p> <p>金融の円滑、金融システムの安定確保のための業務の適切性の確保は、利用者保護のための業務の適切性の確保と密接に関連し、一体的な監督等</p>

を行う必要がある。

例えば、貸金業法の法執行には、最低純資産額の規制という財務面での監督が現在行われているが、貸金業者の業務の適切性の確保に必要な適切な経営管理体制や内部統制の仕組み等は、消費者保護に必要なものであるだけでなく、財務面での監督と密接に関連しており、単一の組織（金融庁）において統合的に行われることが必要かつ効率的と考えられる。

なお、金融庁ではこれまでの処分等の運用や業界との意見交換等を通じて行政対応の予見可能性を高め、利用者保護と利用者利便の双方の向上を図ってきたところであるが、今後とも両者の両立を図りつつ、積極的に取組みを進めていくことが重要と考えている。

上記のような理由から、財務局登録業者に係る同法の執行については、金融庁が所管することが適当である。

2. 新組織との共管について

貸金業者は、通常、多数の利用者にサービスを提供しており、仮に貸金業者において不適切な業務運営が行われた場合には、広範囲にわたって多数の消費者に被害が及ぶ可能性がある。このような利用者被害の拡大を防止するためには、貸金業者の不適切な業務運営を是正するための法執行を的確かつ機動的に行う必要がある。共管の場合にはこうした対応が困難である。

金融の円滑、金融システムの安定確保のための業務の適切性の確保は、利用者保護のための業務の適切性の確保と密接なものであり、一体的な監督等を行う必要があり、共管は困難である。

例えば、貸金業法の法執行には、最低純資産額の規制という財務面での監督が現在行われているが、貸金業者の業務の適切性の確保に必要な適切な経営管理体制や内部統制の仕組み等は、消費者保護に必要なものであるだけでなく、財務面での監督と密接に関連しており、単一の組織（金融庁）において統合的に行われることが必要かつ効率的と考えられる。

さらに、金融コングロマリット化の進展などの実態を踏まえ、各業態の活動を一元的・一体的に把握し、監督等を行っていく必要があるとともに、国際的な金融・資本市場の動向を適時適切に把握し、それを踏まえた監督等を行っていく必要がある。

例）貸金業者の中には、近年国内外での社債発行や資産担保証券の発行等により資金調達を行う者が存在。また、メガバンクが貸金業者を子会社として保有し、グループ一体となった経営を実施しているケースもみられる。

なお、金融庁ではこれまでの処分等の運用や業界との意見交換等を通じて行政対応の予見可能性を高め、利用者保護と利用者利便の双方の向上を図ってきたところであるが、今後とも両者の両立を図りつつ、積極的に取組みを進めていくことが重要と考えている。

加えて、消費者保護の観点からの行政対応について、当庁としては、従来より積極的に取組みを行っているところであり、今後ともこうした取組みを進めてまいりたい。

上記のような理由から、財務局登録業者に係る法執行は、単一の組織（金融庁）において行われることが適当である。

	<p>(注) なお、都道府県所管の都道府県登録業者（20年2月末現在、全登録業者9,504業者中8,915業者）に対する法執行は、地方自治法上の自治事務として、都道府県知事が実施している。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正貸金業法の完全施行が遅くとも平成22年半ばまでに予定されている中、監督当局（金融庁・財務局、都道府県）において法律の円滑な施行に向けて取り組んでいるところ。 ・ 都道府県監督当局に対するヒアリングを検討頂くことも一案。

【法律名】 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

【府省庁名】 金融庁・法務省・警察庁

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定かつ多数の者に対し、後日出資を返還する旨を示してする出資金の受入れを禁止（法第1条） ・他の法律で認められている場合を除き、業として預り金を行うことを禁止（法第2条） ・刑事上の利息の上限を規制（法第5条、18年改正）等 												
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出資法は法務省と金融庁の共管。 ・取り締まりについては、都道府県警察が実施。 												
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>過去3年間の取締り状況】</p> <table border="1" data-bbox="561 936 1331 1111"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙事件数</td> <td>286</td> <td>253</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>610</td> <td>631</td> <td>920</td> </tr> </tbody> </table>		H17	H18	H19	検挙事件数	286	253	397	検挙人員	610	631	920
	H17	H18	H19										
検挙事件数	286	253	397										
検挙人員	610	631	920										
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁 企画立案部門6人（うち他の法律の兼務6人） ・法務省 企画立案部門1人（うち他の法律の兼務1人） ・警察庁 取締りに関する事務を所管 生活経済対策室—17名（他の環境関係事犯、保健衛生関係事犯、経済関係事犯の取締りに関する都道府県警察に対する調整事務等との兼務） ・都道府県警察 生活安全部門（他の取締り関係事務、行政事務等との兼務） <p>※1 人員数については、19年度末定員数。</p> <p>※2 上記に記載した企画立案部門については、通常時における人数であり、法改正時等においては、他の担当の応援を得て対応を行っている。</p> <p>※3 出資の受入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律による法執行はないものの、同法令の遵守（コンプライアンス）体制について、不備が認められる場合、金融機関の検査・監督・監視を行う検査局、監督局（銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、コングロマリット室、郵便貯金・保険監督参事官室、保険課及び証券課等）及証券取引等監視委員会において、業法の法執行と併せて対応を行っている（財務局においても同じ）。</p>												

<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>・警察庁が都道府県警察に対して調整を実施 （広報啓発活動については、都道府県警察は、消費者保護関係部局とともに協議会等を設置し、連携して地域実態に即した活動を推進）</p>
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について 預り金や貸付けの際の上限金利に対する制限等については、消費者保護の観点に加え、金融の円滑化といった複合的な観点から、企画・立案を行っていく必要がある。 また、出資法については、一般刑事法としての性質を有している。 このため、出資法の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁及び一般刑事法を所管する法務省の共管となっており、引き続き両省が所管することが適当である。</p> <p>2. 新組織との共管について 消費者保護の観点から新組織がその権能に基づく指摘・調整を行うことはあり得るが、出資法の企画立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁及び一般刑事法を所管する法務省の共管とすることが適当であり、新組織と共管とする必要はない。</p>
<p>執行上の問題点</p>	
<p>その他</p>	<p>罰則違反の捜査は、警察法第2条に基づき、警察の責務とされている。</p>

【法律名】 前払式証票の規制等に関する法律

【府省庁名】 金融庁・財務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前払式証票の発行者についての登録（第三者型発行者）、届出（自家型発行者）制度（法第4条、第6条）。 ・ 未使用残高が一定の金額を超える場合の発行保証金の供託義務（法第13条）。 ・ 発行者に対する報告・資料を徴求する権限を規定（法第17条）。第三者型発行者に対しては立入検査・業務改善命令・業務停止命令・登録取消を規定（法第18条、第19条、第20条）。 ・ 前払式証票の規制等に関する法律に係る制度の見直しに当たっては、金融審議会において、消費者をはじめとする利用者、金融を専門とする学者、専門的知見を有する市場関係者に参加いただき、幅広い観点から調査審議を行っている。
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣が監督 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任（法第28条） ・ 金融庁長官は上記権限の一部を財務局長等に委任（法第28条、令第12条）
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入調査（法第18条） 財務局 200件（平成18事務年度） ・ 業務改善命令（法第19条） 財務局 4件（平成18事務年度：全て公表） ・ 業務停止命令（法第20条） 財務局 2件（平成18事務年度：全て公表） ・ 登録取消し命令（法第20条） 財務局 2件（平成18事務年度：全て公表）
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁 企画立案部門 6人（うち他の法律の兼務 6人） 執行部門 6人 ・ 財務省 企画立案部門 10人（うち他の法律との兼務 10人） ・ 財務省財務局 執行部門 186人 <p>※1 人員数については、19年度末定員数。</p> <p>※2 上記に記載した企画立案部門については、通常時における人数であり、法改正時等においては、他の担当の応援を得て対応を行っている。</p> <p>※3 金融庁及び財務局においては当該法律の執行に携わっている者は、他の法律を併せて執行している場合がある。</p> <p>※4 執行部門においては、前払式証票に係る業者を子会社等としている銀行において、子会社等における前払式証票の規制等に関する法律の遵守（コンプライアンス）体制について、監督局（銀行第一課、銀行第二課等）は検査あるいは日常の監督において確認を行っており、また、不備があると認められる場合には、当該銀行の業務の適</p>

	<p>切な運営を確保する観点から、金融会社室と連携して対応を行っている（財務局においても同じ）。</p> <p>※5 検査の人員数については、業態毎に担当を定めていないほか、その時々々の事案によって変わり得るものであることから、法律毎に特定することは困難である。</p> <p>※6 財務本省は、企画立案部門において、金融関係法令について、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案に関することを担当。</p>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督においては、パブリックコメントの実施を経て、事務ガイドラインを策定し、財務局職員向けに利用者保護の観点を含めた監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法を整理するなど、金融庁と財務局の連携を強化。 ・ 検査においては、年度の検査基本方針・計画策定、検査結果の審理等を金融庁が行う一方で、立入検査の実施、検査指導、検査結果の審査については、権限委任を受けている財務局が主として行っており、金融庁と財務局が連携して法執行を行っている実態である。
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について</p> <p>前払式証票の規制等に関する法律においては、プリカ業者に対する業規制等が規定されているが、前払式証票は決済システムの一部を形成するものであり、前払式証票に係る制度については、前払式証票の発行等の業務の適正な運営確保、前払式証票の購入者等の利益の保護及び前払式証票に係る信用の維持等を目的としており、このような複合的な観点から企画・立案を行っていく必要がある。</p> <p>このため、前払式証票の規制等に関する法律の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管することが適当である。</p> <p>2. 新組織との共管について</p> <p>消費者保護の観点から新組織がその権能に基づく指摘・調整を行うことはあり得るが、前払式証票の規制等に関する法律の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管することが適当であり、共管とする必要はない。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について</p> <p>前払式証票の規制等に関する法律の執行に際しては、利用者保護を図っていく観点から、「業務の適正な運営の確保」（業務の適切性の確保）が必要であるが、業務の適切性の確保は、広く小売商等の参加する取引の信用秩序に関わる決済システムの安全性を確保する観点と密接に関連しており、単一の組織（金融庁）において一体的に監督する必要がある。</p> <p>なお、金融庁ではこれまでの処分等の運用や業界との意見交換等を通じて行政対応の予見可能性を高め、利用者保護と利用者利便の双方の向上を図ってきたところであるが、今後とも両者の両立を図りつつ、積極的に取組みを進めていくことが重要と考えている。</p> <p>上記のような理由から、同法の執行は金融庁が所管することが適当である。</p> <p>2. 新組織との共管について</p> <p>発行業者は、通常、多数の証票の利用者を有しており、仮に当該業者において不適切な業務運営が行われた場合には、広範囲にわたって多数の利用者に被害が及ぶ可能性がある。このような利用者被害の拡大を防止するためには、業者の不適切な業務運営を是正するための法執行を的確かつ機動的に行う必要がある。</p> <p>また、業務の適切性の確保は、利用者保護の観点と広く小売商等の参加する取引の信用秩序に関わる決済システムの安全性を確保する観点と密接に関連している。</p> <p>なお、金融庁ではこれまでの処分等の運用や業界との意見交換等を通じて行政対応の予見可能性を高め、利用者保護と利用者利便の双方の向上を図ってきたところであるが、今後とも両者の両立を図りつつ、積極</p>

	<p>的に取組みを進めていくことが重要と考えている。</p> <p>上記のような理由から、同法の執行は単一の組織（金融庁）において行われることが適当である。</p>
その他	

【法律名】 投資信託及び投資法人に関する法律

【府省庁名】 金融庁・財務省

1. 法執行の現状（執行等の状況、人員、地方等との関係等）

<p>制度の概要（審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度について規定 ・ 投資法人に関する規定を追加（法第3編、10年改正） ・ 特定資産の範囲を不動産等へ拡大（法第2条、12年改正） ・ 投資信託及び投資法人の仕組みにかかる規制のみを残し、投信委託業者及び投資法人資産運用業にかかる規定を削除（投資信託委託業及び投資法人資産運用業については、金融商品取引法の規制対象業務である金融商品取引業と位置づけられ、金融商品取引法において規制されているところ。）（法第2編及び第3編、18年改正） ・ 商品現物との交換が可能なETFの導入（新法第8条、20年改正（国会提出中）） ・ 投信法に係る制度の見直しに当たっては、金融審議会において、消費者をはじめとする利用者、金融を専門とする学者、専門的知見を有する市場関係者等に参加いただき、幅広い観点から調査審議を行っている。
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣が監督 ・ 投資信託委託会社及び投資法人に対する立入検査につき証券取引等監視委員会へ委任（法第225条） ・ 投資信託及び投資法人に関する監督権限につき財務局長等へ委任することができることとされている（法第225条）。ただし、現状は金融庁において直接監督を実施。
<p>法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）</p>	<p>実績は18事務年度（平成18年7月から19年6月末まで）の件数。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善命令（法第214条第1項） 6件（全て公表） ・ 登録取消（法第216条第1項） 0件 ・ 投信業者等に対する処分に係る勧告：3件（全て公表） ・ 証券検査（法第39条第1項、第2項、第55条第1項、第213条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項）：29件
<p>人員配置の状況（本省、地方支分部局、地方公共団体等別。企画立案部門、執行部門別。） （注）地方公共団体については、把握していない場合、一都道府県等の例示のみも可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁 企画立案部門5人（うち他の法律の兼務3人） 執行部門6人 ・ 財務省 企画立案部門10人（うち他の法律との兼務10人） ・ 財務省財務局 執行部門180人 <p>※1 人員数については、19年度末定員数。</p> <p>※2 上記に記載した企画立案部門については、通常時における人数であり、法改正時等においては、他の担当の応援を得て対応を行っている。</p> <p>※3 金融庁及び財務局において当該法律の執行に携わっている者は、</p>

	<p>他の法律を併せて執行している場合がある。</p> <p>※4 執行部門においては、投資法人及び投資法人の資産運用を行う金融商品取引業者を子会社等としている銀行、保険会社等において、子会社等における投資信託及び投資法人に関する法令の遵守（コンプライアンス）体制について、検査局、監督局（銀行第一課、銀行第二課、コングロマリット室、郵便貯金・保険監督参事官室及び保険課等）、証券取引等監視委員会は、検査あるいは日常の監督において確認を行っており、また、法令等遵守体制に不備があると認められる場合には、当該金融機関の業務の適切な運営の確保を図る観点から、資産運用室と連携して対応を行っている（財務局においても同じ）。また、投資信託の組成や運用を行う投信会社や投資信託の販売を行う証券会社のうち、国際的に活動しているものについては、投資信託及び投資法人に関する法令の執行に当たり、国際室を中心として諸外国の監督当局や国際機関（IOSCO等）との連携を図っている。</p> <p>※5 検査の人員数については、業態毎に担当を定めていないほか、その時々々の事案によって変わり得るものであることから、法律毎に特定することは困難である。</p> <p>※6 財務本省は、企画立案部門において、金融関係法令について、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案に関することを担当。</p>
<p>法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資法人及び投資法人の資産運用を行う金融商品取引業者を処分する場合は、国土交通大臣に協議することとなっている。 ・ 各財務局等が法律に規定する委任事項を処理する場合、あらかじめ金融庁に協議することとなっている。 ・ 金融庁において、投資法人の資産を運用する金融商品取引業者を監督していることから、上記以外についても、各財務局等と日常的な連携を図っている。 ・ また、検査等の実施に関し、必要に応じ、各財務局等と連携している。 ・ なお、昨年、パブリックコメントの実施による透明性の高い手続きを経て、財務局及び金融庁の職員向けに「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等を策定し、各種規制の基本的考え方、利用者保護の観点を含めた監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法を整理するなど、金融庁と財務局の連携を強化。
<p>その他</p>	

2. 仮に新組織に移管ないしは共管とする場合の問題点（各省庁が所管・執行している理由）

<p>制度上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について</p> <p>投信法においては、投資信託及び投資法人の仕組みに係る規制が設けられている一方で、金融商品取引法において、運用業者や販売業者に係る行為規制や投資信託等に係る開示規制が設けられている。これらの規制は、全体として投資家保護を実現するものであることから、規制の一部である投信法を単独で移管することは適当でなく、金融商品取引法と一体で考える必要がある。</p> <p>このため、金融商品取引法と同様に、投信法の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管することが適当である。</p> <p>2. 新組織との共管について</p> <p>消費者保護の観点から新組織がその権能に基づく指摘・調整を行うことはあり得るが、投信法の企画・立案については、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見を有する金融庁が所管することが適当であり、共管とする必要はない。</p>
<p>執行上の問題点</p>	<p>1. 新組織への移管について</p> <p>金融サービスの多様化、高度化や金融機関のグループ化が進展する中、投資法人の「業務の健全かつ適切な運営」及び「投資者の保護」（業務の適切性）を確保し利用者保護を図っていくためには、金融に関する法執行を担当する組織に、金融全般に対する専門的かつ横断的な知見が求められる。</p> <p>（例）リテールの分野においても、近年、金融商品の内容が高度化・複雑化しており、例えばMMFのような単純な商品だけでなく、ノックイン投資信託（投信のリターン決定に一定のノックイン条件が付されているもの。ポジション的には、通常、オプションでいうブットの売りになっており、オプションの売り代金を配当に充てるものが典型的。）といった金融商品についても、個人の資産運用先として選好されている。また、投資信託の運用対象が不動産等に拡大していくにつれ、そうした原資産（Underlying Assets）に関する専門知識も要求されるようになる。</p> <p>投信法は、投資信託の組成や投資法人（会社型投資信託）の監督に関する法律であるが、実際に組成を行う者（投信会社）や運用を行う者（投信会社）、販売を行う者（証券会社）は、金融商品取引法に基づく規制・監督に服することとなっている。このように、投信法の各種規制については、金融商品取引法を所管する金融庁において、一体的に運用される必要がある。</p> <p>さらに、金融コングロマリット化の進展などの実態を踏まえ、各業態の活動を一元的・一体的に把握し、監督等を行っていく必要があるとともに、国際的な金融・資本市場の動向を適時適切に把握し、それを踏まえた監督等を行っていく必要がある。</p> <p>（例）特に、我が国で募集等が行われているヘッジファンドの多くは、</p>

ケイマン諸島等のタックス・ヘイブンにおいて組成される会社型投資信託（投資法人）のかたちを採っている。こうした金融商品について、その商品性や運用戦略、レバレッジやプライムブローカーとの関係から、リスクについての的確に把握できる能力が必要となっている。

金融の円滑、金融システムの安定確保のための業務の適切性の確保は、利用者保護のための業務の適切性の確保と密接に関連しており、一体的な監督等を行う必要がある。

また、投信法に関する法執行には、最低純資産額の規制に基づく財務面での監督が必要であるが、業務の適切性の確保に必要な適切な経営管理体制や内部統制の仕組み等は、消費者保護に必要なものであるだけでなく、財務面での監督と密接に関連しており、単一の組織（金融庁）において統合的に行われることが必要かつ効率的と考えられる。

また、投信法に基づく検査は一定の独立性をもった証券取引等監視委員会が行っているが、金融庁の企画部門・監督部門と不可分一体のものとして業務を行うことにより、その実効性が確保されている。

なお、金融庁ではこれまでの処分等の運用や業界との意見交換等を通じて行政対応の予見可能性を高め、利用者保護と利用者利便の双方の向上を図ってきたところであるが、今後とも両者の両立を図りつつ、積極的に取組みを進めていくことが重要と考えている。

上記のような理由から、同法の執行は金融庁が所管することが適当である。

2. 新組織との共管について

投資法人は、通常、多数の利用者にサービスを提供しており、仮に投資法人において不適切な業務運営が行われた場合には、広範囲にわたって多数の消費者に被害が及ぶ可能性がある。このような利用者被害の拡大を防止するためには、投資法人の不適切な業務運営を是正するための法執行を的確かつ機動的に行う必要がある。共管に伴う新たな手続きが追加されるような場合にはこうした対応が困難である。

（例）上記のノックイン投資信託やデリバティブ預金といった複雑な商品性を有する金融商品に関連する場合でも、問題の所在を的確に把握し適切に対応する必要がある。

また、投信法は、投資信託の組成や投資法人（会社型投資信託）の監督に関する法律であるが、実際に組成を行う者（投信会社）や運用を行う者（投信会社）、販売を行う者（証券会社）は、金融商品取引法に基づく規制・監督に服することとなっている。このように、投信法の各種規制については、金融商品取引法を所管する金融庁において、一体的に運用される必要がある。

さらに、金融の円滑、金融システムの安定確保のための業務の適切性の確保は、利用者保護のための業務の適切性の確保と密接に関連しており、一体的な監督等を行う必要があり、共管は困難である。

また、投信法に関する法執行には、最低純資産額の規制に基づく財務面での監督が必要であるが、「業務の適切性の確保」に必要な適切な経営管理体制や内部統制の仕組み等は、消費者保護に必要なものであるだけでなく、財務面での監督と密接に関連しており、単一の組織（金融庁）において統合的

	<p>に行われることが必要かつ効率的と考えられる。</p> <p>さらに、金融コングロマリット化の進展などの実態を踏まえ、各業態の活動を一元的・一体的に把握し、監督等を行っていく必要があるとともに、国際的な金融・資本市場の動向を適時適切に把握し、それを踏まえた監督等を行っていく必要がある。</p> <p>(例) 特に、我が国で募集等が行われているヘッジファンドの多くは、ケイマン諸島等のタックス・ヘイブンにおいて組成される会社型投資信託(投資法人)のかたちを採っている。こうした金融商品について、その商品性や運用戦略、レバレッジやプライムブローカーとの関係から、リスクについての的確に把握できる能力が必要となっている。</p> <p>また、投信法に基づく検査は一定の独立性をもった証券取引等監視委員会が行っているが、金融庁の企画部門・監督部門と不可分一体のものとして業務を行うことにより、その実効性が確保されている。</p> <p>なお、金融庁ではこれまでの処分等の運用や業界との意見交換等を通じて行政対応の予見可能性を高め、利用者保護と利用者利便の双方の向上を図ってきたところであるが、今後とも両者の両立を図りつつ、積極的に取組みを進めていくことが重要と考えている。</p> <p>加えて、消費者保護の観点からの行政対応について、当庁としては、従来より積極的に取組みを行っているところであり、今後ともこうした取組みを進めてまいりたい。</p> <p>上記のような理由から、同法の執行は、単一の組織(金融庁)において行われることが適当である。</p>
その他	